

精神科医師の倫理綱領

日本精神神経学会

改訂の序

本倫理綱領は、2014年の制定以来、精神科医師の行動指針として役割を果たしてきた。本倫理綱領発出から10年以上が経過し、多様性、公正性、さらには社会包摂の実現が現代社会において共有すべき価値観として広く認識されるなど、社会情勢や人権に対する意識は大きく変化している。また、今日の精神科医療は、従来の診療場面にとどまらず、終末期医療、遺伝カウンセリング、コンサルテーション・リエゾン精神医学、産業・教育分野、災害支援など、その活動領域を多岐に広げている。こうした活動領域の拡大に伴い、精神科医師は、多様な場面において、より高い倫理観と適切な判断が求められるようになっている。このような背景を踏まえ、公益社団法人日本精神神経学会は、常に倫理的配慮のもと、精神医学と神経学の発展に寄与すること、人権を尊重し、精神・身体・社会・倫理の各面を総合的に考慮して精神保健・医療・福祉の質的向上に貢献すること、さらには専門職として相互の研鑽と点検の機能を果たすことという本学会の基本理念に基づき、時代の変化と社会の要請に応じて本綱領を改訂した。

本綱領における「精神疾患をもつ人びと」という表現は、精神科医師が関わる対象を狭い意味での診断や医療の対象に限定する趣旨ではない。前述のような多様な場面における活動を想定し、単に精神疾患の診断を受けた人びとのみに限らず、精神科医師が診療や支援、相談等において関わる人びとを広く含むものとして定義した。また、精神疾患をもつ人びとが、差別や偏見、スティグマによる不利益を受けやすく、歴史的に見ても重大な権利侵害が行われてきたことに鑑み、その尊厳と権利を擁護することが精神科医師の最も重要な責務のひとつであることを明確に意識するためにこの表現を用いることとした。

こうした歴史的教訓と、現代の精神保健医療福祉の実践のあり方に照らせば、精神科医師は、治療や援助の中心となるのは精神疾患をもつ人びとであることをふまえ、その主体性を尊重するとともに、その人びとから学ぶ姿勢を保つことの重要性を深く認識すべきである。そのうえで、医師として求められる一般的な職業倫理や専門職としての職業倫理指針を基盤としつつ、精神科医療の特性や歴史的教訓を深く認識し、精神疾患をもつ人びとを含むすべての人びとの精神保健福祉の向上のために、本綱領を指針として日々の実践に努めなければならない。

Ⅱ. 精神科医師の倫理綱領

1. 【人間性の尊重】精神科医師は、いかなるときも精神疾患をもつ人びとの尊厳と人間性を尊重する。
2. 【適正な評価】精神科医師は、精神医学的評価を行う際には、多面的な情報と確立された精神医学的知見に基づいて、可能な限り科学的かつ客観的に行う。
3. 【最善の利益の提供】治療および援助の中心は精神疾患をもつ人びとであり、精神科医師は、その人びとの最善の利益となる精神的治療ならびに包括的な援助を提供する。
4. 【自己決定権の尊重】精神科医師が治療および援助を提供する際には、意思決定の主体が精神疾患をもつ人びとであることをふまえ、十分な情報提供と意思決定支援を行い、その人びととともに有効な同意を形成するよう努める。

5. 【守秘義務】精神科医師は、正当な理由なしに業務上知り得た情報を開示してはならない。
6. 【無危害】精神科医師は、精神疾患をもつ人びとに危害を及ぼしうる行為を避けるよう努める。
7. 【乱用と搾取の禁止】精神科医師は、専門的技能および地位の乱用並びに搾取を行ってはならない。
8. 【高い倫理観と専門性の維持】精神科医師は、専門職としての高い倫理観をもって自らを律し、専門および関連領域の最新の知識と技術を習得するよう努める。
9. 【研究倫理の遵守】精神科医師は、精神医学に関連する研究を行う際には、研究倫理を十分に理解し、それを遵守する。
10. 【公衆衛生の向上】精神科医師は、精神保健福祉に関する適切な啓発活動を行い、精神保健福祉の向上に貢献する。
11. 【法および制度への責務】精神科医師は、法を遵守するとともに、法や制度が人びとにとってよりよいものになるよう努める。
12. 【精神科医師相互の責務】精神科医師は、真摯な対話を通じて、精神科医療における高い倫理観と専門性を醸成する。

2014 年 6 月 25 日制定

2026 年 6 月 17 日改訂

【参考資料：初版前文】

I. 前文

精神医学・医療は、人びとの精神保健福祉の向上に寄与し、精神の病による障害や不利を克服し、人びとが平和で幸せな生活を送れるように支えることを目的とする。

そのために精神科医師は、精神を病む人びとが、ともすれば傷つきやすく社会的不利益を蒙りやすい立場にあることを考慮しつつ、一人の人格を有する存在として尊重し、かつ社会において平等に処遇され、意義ある人生を送りたいという希望の実現を支援するように努めなければならない。

現代社会は世界的に複雑錯綜する状況にあり、心身の健康を維持することの困難さはますます増大している。そのなかで人びとの精神保健福祉を増進し、精神の病を予防し、早期治療を目指すことはより重要になりつつある。

精神医学が精神の病に関わる特異性と専門性を有することを、精神科医師は十分に認識し、その病の原因を究明し、診断や治療の技術、リハビリテーション技術の向上に努め、精神の病に苦しみ不利を蒙っている人びとの地域生活の質の向上に資すること、さらにその成果を広く社会に伝達することに努めなければならない。

精神科医師は、これらの目的のために以下の事項を遵守し、偏見を克服し、常に良識をもって自らの良心に恥じない行為を心がけ、自らの人格の向上、知識と技能の研鑽に努めなければならない。